

* 北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 文 書 局
電 話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

北海道税条例等の一部を改正する条例（令和2年北海道条例第71号）附則第1項第5号に掲げる規定の施行期日は、令和5年1月1日とする。

告

示

目

次

ページ

規 則

○北海道税条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則-----（税務課） 67

告 示

○水域利用調整区域の指定-----（危機対策課） 67

○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定-----（循環型社会推進課） 69

○土地改良事業計画の変更申請の適否の決定-----（農業施設管理課） 69

○知事権限に係る保安林の指定-----（治山課） 69

○道路の区域の決定及び供用の開始-----（維持管理防災課） 69

○土砂災害警戒区域の指定-----（維持管理防災課） 70

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定-----（維持管理防災課） 71

○海岸保全区域の指定の一部改正-----（維持管理防災課） 74

道教育委員会教育長告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示----- 74

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示----- 75

道警察本部告示

○特定調達契約に係る資格に関する公示----- 75

○特定調達契約に係る入札の公告（2件）----- 76

○特定調達契約に係る落札者等の公示（3件）----- 78

道警察方面本部告示

○特定調達契約に係る入札の公告----- 79

規

則

北海道税条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。
令和4年6月24日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第48号

北海道税条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

北海道告示第384号

北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例（平成15年北海道条例第35号）第18条の規定により、次の水域を水域利用調整区域に指定した。

令和4年6月24日

北海道知事 鈴木直道

1 石狩浜海水浴場水域

(1) 区域

おおむね次のA、B、C及びD点を結んだ線内であって、北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例施行規則（平成16年北海道規則第23号。以下「規則」という。）第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

(A点) 石狩市道2丁目線の北西方向延長線（以下「基線1」という。）と海岸線が交差する地点から石狩河口方向へ海岸線に沿い600mの地点

(B点) A点から基線1に平行する直線上の沖合80mの地点

(C点) 基線1と海岸線が交差する地点から東埠頭方向へ海岸線沿い100mの地点

(D点) C点から基線1に平行する直線上の沖合80mの地点

(2) 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3) 期間

令和4年7月9日から同年8月21日まで

2 おたるドリームビーチ海水浴場水域

(1) 区域

おおむね次のA、B、C及びD点を結んだ線内であって、規則第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

(A点) 小樽市道大浜海水浴場通線の北西方向延長線（以下「基線2」という。）と海岸線が交差する地点から星置側河口方向へ海岸線に沿い329.5mの地点

(B点) A点から基線2に平行する直線上の沖合方向110mの地点

(C点) 基線2と海岸線が交差する地点から星置川河口方向へ海岸線に沿い900mの地点

(D点) C点から基線2に平行する直線上の沖合方向110mの地点

(2) 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3) 期間

令和4年6月24日から同年8月31日まで

3 銭函ヨットハーバー水域

(1) 区域

おおむね次のA、B、C及びD点を結んだ線内であって、規則第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

(A点) 小樽市銭函3丁目51番地8西端境界線の北西方向延長線(以下「基線3-1」という。)と海岸線が交差する地点

(B点) 基線3-1上で、A点から沖合方向210mの地点

(C点) 小樽市銭函3丁目398番地北東端境界線の北西方向延長線(以下「基線3-2」という。)と海岸線が交差する地点

(D点) 基線3-2上で、C点から沖合方向250mの地点

(2) 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3) 期間

令和4年6月24日から同年8月31日まで

4 銭函海水浴場水域

(1) 区域

おおむね次のA、B、C及びD点を結んだ線内であって、規則第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

(A点) 小樽市銭函3丁目398番地北東端境界線の北西方向延長線(以下「基線4」という。)と海岸線が交差する地点

(B点) 基線4上で、A点から沖合方向250mの地点

(C点) A点から小樽市街地方向へ海岸線に沿い480mの地点

(D点) C点から基線4に平行する直線上の沖合230mの地点

(2) 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3) 期間

令和4年7月2日から同年8月24日まで

5 蘭島海水浴場、水産動植物増殖施設水域

(1) 区域

おおむね次のA、B、C、D、E、F、G、H、I、J、K、L、M及びN点を結んだ線内であって、規則第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

(A点) 小樽市蘭島1丁目338番地4と小樽市蘭島1丁目339番地1の境界線(以下「基線5-1」という。)と海岸線が交差する地点

(B点) A点から小樽市街地方向へ海岸線に沿い500mの地点

(C点) 小樽市蘭島1丁目102番地4と小樽市蘭島1丁目102番地7の境界線(以下「基線5-2」という。)と海岸線が交差する地点

(D点) 基線5-2上で、C点から沖合方向350mの地点

(E点) 小樽市蘭島1丁目97番地と国有地の境界線(以下「基線5-3」という。)と海岸線が交差する地点

(F点) 基線5-3上で、E点から沖合方向150mの地点

(G点) 基線5-2上で、C点から沖合方向150mの地点

(H点) B点から基線5-1に平行する直線上の沖合方向100mの地点

(I点) 小樽市蘭島1丁目332番地2と小樽市蘭島1丁目333番地5の境界線(以下「基線5-4」という。)と海岸線が交差する地点

(J点) 基線5-4上で、I点から沖合方向350mの地点

(K点) 基線5-1上で、A点から沖合方向400mの地点

(L点) A点から余市方向へ海岸線に沿い180mの地点

(M点) L点から余市方向へ海岸線に沿い200mの地点

(N点) 基線5-4上で、I点から沖合方向100mの地点

(2) 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3) 期間

令和4年7月8日から同年8月21日まで

6 浜中・モイレ海水浴場水域

(1) 区域

おおむね次のA、B、C及びD点を結んだ線内であって、規則第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

(A点) 余市町道旧役場線東方向延長線(以下「基線6」という。)と海岸線が交差する地点から余市川河口方向へ海岸線に沿い50mの地点

(B点) A点から基線6に平行する直線上の沖合40mの地点

(C点) 基線6と海岸線が交差する地点からヌッチ川河口方向へ海岸線に沿い550mの地点

- (D点) C点から基線6に平行する直線上の沖合100mの地点
- (2) 制限又は禁止される行為
水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止
- (3) 期間
令和4年7月15日から同年8月16日まで
- 7 壮瞥温泉園地水域
- (1) 区域
おおむね次のA、B、C及びD点を結んだ線内であって、規則第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域
- (A点) 壮瞥町道公営住宅線の北方向延長線（以下「基線7-1」という。）と湖岸線が交差する地点から西へ40mの地点
- (B点) 基線7-1上で、基線7-1と海岸線が交差する地点から沖合方向300mの地点
- (C点) 壮瞥町四十三川導流堤右岸先端部より中島棧橋方向延長線（以下「基線7-2」という。）上で、基線7-2と湖岸線が交差する地点から沖合方向300mの地点
- (D点) 基線7-2と湖岸線が交差する地点
- (2) 制限又は禁止される行為
水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止
- (3) 期間
令和4年7月1日から同年9月30日まで

北海道告示第385号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和4年6月24日

北海道知事 鈴木直道

- 1 形質変更時要届出区域 室蘭市仲町3番4の一部、3番5の一部、3番6の一部、5番1の一部、5番2の一部、5番3の一部、5番5の一部、59番の一部、64番1の一部、64番2の一部、64番3の一部、64番4の一部、64番5の一部、64番6の一部及び65番1の一部（次の図のとおり）

- 2 特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

（「次の図」は省略し、その図面を北海道環境生活部環境保全局循環型社会推進課に備えて縦覧に供する。）

北海道告示第386号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、蘭越土地改良区を行う土地改良（維持管理）事業の土地改良事業計画の変更の認可の申請を適当と決定した。

その関係書類は、北海道後志総合振興局に備えて、令和4年6月27日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定に基づき、利害関係人は縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議の申出をすることができる。

令和4年6月24日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第387号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

令和4年6月24日

北海道知事 鈴木直道

- 1 保安林の所在場所 勇払郡厚真町字東和159の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び厚真町役場に備えて縦覧に供する。）

北海道告示第388号